

第30回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年12月26日(月) 午前9時～午前10時20分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (12名)
  - 会長 15番
  - 会長代理 1番 2番 3番 6番 7番 8番
  - 委員 9番 10番 12番 13番 14番
4. 欠席委員 (3名) 4番 5番 11番
5. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 議事日程について
  - 3 議事録署名委員の指名について
  - 4 会期の決定について
  - 5 事務局報告
    - ① 合意解約報告書 (9件)
    - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (2件)
  - 6 付議事件及び順序について
    - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
    - 日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 4件)
    - 日程第3 農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について (議案 1件)
    - 日程第4 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について (議案 1件)
    - 日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について (議案 1件)
    - 日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 1件)
    - 日程第7 非農地証明願の申請審議について (議案 2件)
  - 7 その他農政一般事項
  - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長
  - 局長補佐
  - 管理調整係長
  - 事務補助員

議長 それでは只今から、第30回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員より所用のため出席できない旨の申し出がありました。日程にしたがい議事を進めません。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、14番〇〇委員と1番〇〇代理を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が9件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは1ページです①合意解約申出書9件です。番号1。貸人、伊佐市〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、北方字新替〇〇 田 〇〇㎡ 外1筆 計2筆 593㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年5月25日から令和10年3月31日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年11月30日。番号2。貸人、湧水町米永 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、米永字梨木〇〇 田 〇〇㎡。外2筆 計3筆 1,098㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成31年4月25日から令和6年4月30日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月6日。番号3。貸人、湧水町米永 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、米永字梨木〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成31年4月25日から令和11年4月30日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月6日。番号4。貸人、湧水町幸田 〇〇。借人、湧水町幸田 〇〇。土地の所在、幸田字坂口〇〇 田〇〇㎡。外4筆 計5筆 3,325㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年3月27日から令和5年3月31日。解約の理由、耕作条件が悪いため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年11月30日。番号5。貸人、湧水町中津川 〇〇。借人、湧水町川西 〇〇。土地の所在、中津川字田ノ神ノ下〇〇 田 〇〇㎡。外1筆 計2筆 3,181㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年4月26日から令和10年4月30日と平成28年2月25日から令和7年12月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月6日。番号6。貸人、湧水町木場 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、

木場字肥〇〇 畑 〇〇㎡。外7筆 計8筆 12,012㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和2年8月25日から令和17年8月31日。解約の理由, 耕作者を変更するため。利用権の種類, 使用貸借。土地の引渡し時期, 令和4年12月8日。番号7。貸人, 湧水町木場 〇〇。借人, 湧水町木場 〇〇。土地の所在, 木場字肥〇〇 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和2年7月16日から令和12年7月15日。解約の理由, 耕作者を変更するため。利用権の種類, 賃貸借。土地の引渡し時期, 令和4年12月8日。番号8。貸人, 湧水町木場 〇〇。借人, 湧水町木場 〇〇。土地の所在, 木場字肥〇〇 畑 〇〇㎡ 外1筆 計2筆 5,237㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和2年7月16日から令和12年7月15日。解約の理由, 耕作者を変更するため。利用権の種類, 賃貸借。土地の引渡し時期, 令和4年12月8日。番号9。貸人, 湧水町木場 〇〇。借人, 湧水町木場 〇〇。土地の所在, 木場字田原〇〇 畑 〇〇㎡ 外1筆 計2筆 3,752㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和2年7月16日から令和12年7月15日。解約の理由, 耕作者を変更するため。利用権の種類, 賃貸借。土地の引渡し時期, 令和4年12月8日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し, ご質問ご意見等ございませんか。  
議 長 なければ, 以上で合意解約申出書を終わります。次に, 農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件です。番号1。権利取得者, 湧水町米永 〇〇。権利取得日, 令和4年8月31日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 米永三反丸〇〇 田 〇〇㎡ 外1筆 計2筆 3,080㎡。あっせん等の希望は無です。番号2。権利取得者, 始良市加治木町 〇〇。権利取得日, 令和4年6月9日。取得事由, 相続。権利の種類, 所有権。土地の所在, 北方大牟田原〇〇 畑 〇〇㎡。外7筆 田5筆 畑3筆 計8筆 10,335㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し, ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議 長 なければ, 以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。以上で, 事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序についてに移ります。日程第1 議案第315号農業経営基盤強化促進法の資格審査についてを議題とします。利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号11号まで, 事務局の説明を求め

ます。

事務局

4 ページです。日程第 1 議案第 315 号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定です。整理番号 1 号から 11 号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 19,599 m<sup>2</sup>, 畑 15,956 m<sup>2</sup>, 小計 35,555 m<sup>2</sup>。次に 5 ページです。総括表です。これも合計だけ説明いたします。賃貸借分の田 13,752 m<sup>2</sup>, 畑 13,979 m<sup>2</sup>。使用貸借分の田 5,847 m<sup>2</sup>, 畑 1,977 m<sup>2</sup>。合計で田が 19,599 m<sup>2</sup>, 畑が 15,956 m<sup>2</sup>, 計 35,555 m<sup>2</sup>です。6 ページ以降にそれぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。以上です。

議長

整理番号 1 号から整理番号 11 号について、審査します。整理番号 1 号から整理番号 11 号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号から整理番号 11 号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。整理番号 1 号から整理番号 11 号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議長

次に、所有権移転の審査を行います。整理番号 1 号から整理番号 3 号まで、事務局の説明を求めます。

事務局

4 ページです。今度は、所有権移転の分です。地区別集計表の真ん中です。田が 3,502 m<sup>2</sup>です。次に 10 ページです。議案第 315 号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。所有権移転の部です。整理番号 1。土地の所在、川西字柿木水流〇〇 地目は田 農振内 〇〇m<sup>2</sup>です。渡人、湧水町川添 〇〇。受人、湧水町中津川 〇〇。経営面積 276,378 m<sup>2</sup>。外はお目通しください。利用目的は水稲。売買価格は 20 万円。移転時期は公告日、引渡時期は令和 4 年 12 月 26 日。受人は認定農業者です。次に整理番号 2 号。土地の所在、川西字新中野〇〇 地目は田 農振内〇〇m<sup>2</sup>です。渡人、湧水町般若寺 〇〇。受人、湧水町川西 〇〇。経営面積 176,617 m<sup>2</sup>。外はお目通しください。利用目的は水稲。売買価格は 20 万円。移転時期は公告日、引渡時期は令和 4 年 12 月 26 日。受人は認定農業者です。次に整理番号 3 号。土地の所在、川西字走馬〇〇 地目は田 農振内〇〇 m<sup>2</sup>です。渡人、えびの市 〇〇。受人、湧水町川西 〇〇。外はお目通しください。利用目的は水稲。売買価格は 10 万円。移転時期は公告日、引渡時期は令和 4 年 12 月 26 日。受人は認定農業者です。以上です。

議長

それでは、整理番号 1 号について審議します。整理番号 1 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

- 6 番 6 番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第 315 号整理番号 1 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていることを確認し適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号は、調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。整理番号 1 号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。
- 議長 次に、整理番号 2 号について審査します。整理番号 2 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 6 番 6 番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第 315 号整理番号 2 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問・ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議長 ご質問・ご意見等がなければ、整理番号 2 号は調査委員の報告は、承認相当ということです。承認相当と認め 承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。整理番号 2 号の資格審査については、承認することに決定しました。
- 議長 次に、整理番号 3 号について審査します。整理番号 3 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 1 2 番 1 2 番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第 315 号整理番号 3 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は良

好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面積  
従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしてい  
ることを確認し適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問・ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問・ご意見等がなければ、整理番号3号は、調査委員の報告は承認相当  
ということです。承認相当と認め 承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号3号の資格審査については、承認すること  
に決定しました。

議長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。次  
に日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
に移ります。議案第316号から議案第319号までの4議案を一括上程しま  
す。事務局の説明を求めます。

事務局 11ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可  
申請について 議案第316号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川西字柿  
木水流〇〇 地目は田 農振内 〇〇㎡。外1筆 計2筆 2,875㎡。渡  
人, 湧水町川添 〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇。経営面積, 16,150㎡。  
外はお目通しください。労力総数3。申請事由, 規模拡大。売買価格は全  
部で55万円です。次に議案第317号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川  
西字柿木水流〇〇 地目は田 農振内 〇〇㎡。渡人, 湧水町川添 〇〇。  
受人, 湧水町川西 〇〇。経営面積28,113㎡。外はお目通しください。労  
力総数2。申請事由, 規模拡大 売買価格は全部で15万円です。次に議案  
第318号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川西字柿木水流〇〇 地目は  
田 農振内 〇〇㎡。渡人, 湧水町川添 〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇。  
外はお目通しください。労力総数2。申請事由, 規模拡大 贈与です。次  
に議案第319号。権利, 所有権移転。土地の所在, 米永字山崎〇〇 地目  
は田 農振内 〇〇㎡。渡人, 湧水町米永 〇〇。受人, 湧水町米永 〇  
〇。経営面積は6,436㎡。外はお目通しください。労力総数2。申請事由,  
規模拡大 売買価格は全部で687,500円です。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。  
まず、議案第316号について審議します。議案第316号は、現地調査が行  
われていますので、調査委員の報告をお願いします。

12番 12番〇〇です。農地法第3条に係る議案第316号の現地調査の報告をい  
たします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表を  
ご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については、議案書と議案参考

資料の 8 ページから 11 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 316 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 316 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 317 号について審議します。議案第 317 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 317 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 8 ページ、12 ページ、13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 317 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 317 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 318 号について審議します。議案第 318 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 318 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 8 ページ、12 ページ、13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はあ

りません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
（なしの声あり）

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 318 号は調査委員の報告は許可相当ということですが、許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。議案第 318 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 319 号について審議します。議案第 319 号につきましても現地調査が行われております。本来であれば、4 番〇〇委員、11 番〇〇委員からの報告となりますが、本日、欠席されておりますので、事務局より現地調査の報告をさせていただきます。以降の両委員で調査された議案につきましても事務局より報告させていただきます。

事務局 農地法第 3 条に係る議案第 319 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 14 ページから 16 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
（なしの声あり）

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 319 号は調査委員の報告は許可相当ということですが、許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。議案第 319 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 3 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について を議題とします。議案第 320 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 13 ページです。日程第 3 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について。議案第 320 号。権利、貸借権 所在、川西字長谷〇〇 田。農振内〇〇㎡。貸人、伊佐市大口里 〇〇（持ち分 1/2）湧水町川西 〇

○（持ち分 1/2）。借人，岐阜県加茂郡川辺町 ○○ 申請事由，ハラン栽培の規模拡大のため。以上です。

議 長 議案第 320 号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 2 番 1 2 番○○です。農地法第 3 条に係る議案第 320 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 17 ページから 32 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ここで，議案第 320 号から日程第 4 議案第 321 号農地法第 3 条の規定による地上権設定の許可申請について，日程第 5 議案第 322 号農地法第 5 条の規定による貸借権設定については，関連がありますので一括上程し採決を行いたいと思います。

議 長 それでは，次に，日程第 4 農地法第 3 条の規定による地上権設定の許可申請について を議題とします。議案第 321 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 1 4 ページです。日程第 4 農地法第 3 条の規定による地上権設定の許可申請について。議案第 321 号。権利，地上権 所在，川西字長谷○○ 田。農振内○○㎡。貸人，伊佐市大口里 ○○（持ち分 1/2），湧水町川西 ○○（持ち分 1/2）。借人，宮崎市天満 ○○，申請事由，営農型太陽光発電所の発電事業をしたいため。以上です。

議 長 議案第 321 号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 2 番 1 2 番○○です。農地法第 3 条に係る議案第 321 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 17 ページから 32 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。営農型太陽光発電施設を設置するための申請であり，下部の営農に支障がないと認められるため，問題はありません。指導事項については特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

- 議長 次に、日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題とします。議案第322号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 15ページです。日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について。議案第322号。権利、貸借権 所在、川西字長谷〇〇 田。農振内〇〇㎡の内 1.617㎡ 二種農地。貸人、湧水町川西 〇〇（持ち分1/2）、伊佐市大口里 〇〇（持ち分1/2）。借人、宮崎市天満 〇〇、施設 営農型太陽光発電施設。申請事由、営農型太陽光発電所を行うべく適地を探していたところ、申請地が適地であるとの結論を得、また貸人との折り合いが付き貸借契約を結び是非とも確保したいため。土地利用図、立面図、事業計画書、意見書、営農計画書、農地復元誓約書、合意書が添付されています。以上です。
- 議長 議案第322号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 6番 6番〇〇です。農地法第5条に係る議案第322号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の33ページから43ページをご参照ください。周囲の状況は、北は太陽光、東は田、南は田とため池、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議長 それでは、一括して議案第320号から議案第322号までの只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 1番 1番〇〇です。他県で栽培されている参考資料の写真を見ると雑草ひとつなく管理が行き届いていますが、本町においてハランを栽培するにあたり作業員は、どのようにされるのか。参考資料のP28ページ、ハランの収穫が5年目からとなっていますが、先程、営農型太陽光発電設備で説明があった転用期間3年と説明がありましたが、ここの年数の違いはどうなるのですか。
- 事務局 ハラン栽培の作業員については、申請者に確認はいたしておりませんが、九州管内において、すでに実績がありますので、そちらから来られて作業されるのではないかと思います。許可年数の件ですが、3年間許可を行い

ますが、申請者は、営農状況を年1回許可権者に報告することになっていきますので、営農計画書にありますように適正に農地における営農が行われていることが確認されれば3年毎に更新されていきます。

8 番 8番〇〇です。株式会社〇〇と合同会社〇〇との関係はどのようなものですか。株式会社〇〇は、認定農業者とありますがどのようなものですか。P40ページの農地復元誓約書の作付け開始時期が2022年5月予定となっていますが間違いではないですか。

事務局 株式会社〇〇と合同会社〇〇との関係ですが、合同会社〇〇 代表社員〇〇の〇〇氏は、株式会社〇〇の九州支店長で、実質的には、同系列の企業となります。

認定農業者につきましては、湧水町、鹿児島県においての認定農業者ではありませんが、複数の県にまたがるため国(農林水産省)に申請を行い認定農業者に認定されております。農地復元誓約書の作付け開始時期につきましては、2023年5月の誤りですので、申請者に連絡し速やかに修正します。

13番 13番〇〇です。ハランは、日陰を好む作物と聞いています。本日配布された参考資料の写真がありますが、これは、最初の植え付けのものと最後の出荷のものしかありませんが肝心な中間の生育・管理状況の写真がないのですがなかったのですか。

事務局 すみません。申請者より中間の写真も頂いておりましたが、本日の資料には添付しておりませんでした。

議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 それでは、はじめに、議案第320号を審議します。議案第320号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第320号については、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について を終わります。

議 長 次に、議案第321号を審議します。議案第321号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第321号については、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で、農地法第3条の規定による地上権設定の許

可申請について を終わります。

議長 次に、議案第 322 号を審議します。議案第 322 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、農用区域内農地であることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 322 号については、許可相当と認め、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第 6 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第 323 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 16 ページです。日程第 6 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第 323 号。権利、所有権移転 所在、恒次字池添〇〇畑。農振外〇〇㎡。田 1 筆 農振内 計 2 筆 計 2,267 ㎡ 渡人、湧水町恒次 〇〇。受人、伊佐市大口原田 〇〇。用途、牛舎・堆肥舎。申請事由、現在、牛舎及びサイレージ・肥育用施設として利用してきている。今回農場を引継ぐことになり、申請地が地目変更がなされていないことが解りましたので申請するもの。被害防除計画書、被害防除に関する制約書、顛末書が添付されています。以上です。

議長 議案第 323 号について審議します。議案第 323 号につきましては、現地調査が行われていますので、事務局より現地調査の報告をお願いします。

事務局 農地法第 5 条に係る議案第 323 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 44 ページから 49 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は田、東は原野、南は道路、西は原野です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図、顛末書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 323 号は調査委員の報告は許可相当と  
いうことです。許可相当と認め農用地区域内農地であることから県農業会  
議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ござ  
いませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 323 号については、許可相当と認め県農業会  
議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しまし  
た。以上で、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について を  
終わります。

議長 次に、日程第 7 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議  
案第 324 号から議案第 325 号までの 2 議案を一括上程します。事務局の説  
明を求めます。

事務局 17 ページです。日程第 7 非農地証明願の申請審議について。議案第 324  
号。願出人、始良市加治木町 ○○。土地の所在、北方字宇土○○ 畑 ○  
○㎡ 外 2 筆 計 3 筆 3,571 ㎡。所有者、本人。非農地とする理由とい  
たしまして、申請人は平成 8 年頃農地法の許可を得ないで植林したため山  
林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条  
(9) です。次に議案第 325 号。願出人、鹿児島市 ○○。土地の所在、  
稲葉崎字五本松○○ 畑 ○○㎡。所有者、本人。非農地とする理由につ  
きましては、○○については平成 20 年頃より、○○と○○については平成  
15 年頃より耕作放棄により荒地化した。非農地判定基準は湧水町農業委員  
会非農地証明交付基準第 2 条 (2) (3) です。以上です。

議長 まず、議案第 324 号について審議します。議案第 324 号につきましては、  
現地調査が行われていますので、事務局より現地調査の報告をお願いいた  
します。

事務局 非農地証明願いに係る議案第 324 号の現地調査の報告をいたします。調査  
日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。  
申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 26 ページ  
から 29 ページをご参照ください。調査意見は、平成 8 年頃より農地法の許  
可を得ないで植林したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断  
しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありま  
せん。以上のことから、非農地判断基準の第 9 号に該当することを確認し  
たことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。  
以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 324 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 324 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 325 号について審議します。議案第 325 号につきましても現地調査が行われていますので、事務局より現地調査の報告をお願いいたします。
- 事務局 非農地証明願いに係る議案第 325 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 26 ページ、30 ページから 32 ページをご参照ください。調査意見は、平成 20 年頃より耕作放棄により荒地化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 325 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 325 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。以上で非農地証明願の申請審議について を終わります。
- 議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
- 議 長 他に無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第 30 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時20分

14番

---

1番

---

議長

---